DIC 標準色プロファイル使用許諾契約

DIC 標準色プロファイル（DIC Standard Color SFC1.0.1、DIC Standard Color SFC1.0.2、DIC Standard Color SFM1.0.2、DIC Standard Color SFU1.0.2；以下総称してプロファイルといいます）を利用される前に本使用許諾契約（以下本契約といいます）をよくお読み下さい。本契約は、お客様（個人、法人の別を問いません）と日本国法人 大日本インキ化学工業株式会社（以下 DIC といいます）との間に締結される法的な契約です。プロファイルを利用される場合には、自動的に本契約の各条項に拘束されることに同意したことになります。お客様が本契約の条項に同意されない場合には、プロファイルを一切使用することはできません。お客様が本契約の各条項に同意されない場合には、インストールされたプロファイルをハードディスクより削除してください。

１．使用許諾

DIC は、お客様に対して、本契約の各条項に定める条件に従ったプロファイルの使用のみを無償にて許諾します。お客様は、プロファイルが記録されている媒体の所有権を有しますが、プロファイルに関する商標権、著作権等その他の知的財産権を含む権利は DIC に留保され、その利用を許諾するものではありません。

２．使用方法およびその制限

本契約により、お客様は、特定の一台のコンピュータ上でのみプロファイルをインストールし、かつ使用することができますが、ネットワーク環境での使用または異なるコンピュータ間での使用、複数端末での同時使用は行うことができません。

お客様は、プロファイルの全部またはその一部を、複製、修正、変換、再使用許諾、譲渡、貸与、リース、頒布等をすることはできません。また、お客様は、プロファイルの類似品を製作し、または何らかのソフトウェアを改良するために、プロファイルを利用することはできません。

プロファイルは、人身損害、重大な物理的損害または環境上の損害をもたらす可能性のある用途に使用されることを意図するものではないことをお客様は承認するとともに、このような用途にプロファイルを使用しません。

DIC は、お客様が本契約の各条項のいずれか１つにでも違反した場合、本契約を通知なく、お客様が違反した時点に遡って解除することができるものとします。この場合には、お客様は、速やかにプロファイルを全て破棄しなければなりません。

３．不保証

DICは、お客様がプロファイルを無償で使用されることに鑑み、明示または黙示を問わず、プロファイルの商品価値および使用可能性、特定目的に対する適合性、ならびに第三者の権利侵害を侵害しないこと等その他一切の保証を行うことなく、プロファイルをお客様に提供します。これらについての一切のリスクはお客様のご負担とさせていただきます。DICは、プロファイルに欠陥または瑕疵が発見された場合であっても、有償または無償を問わず、これらの欠陥または瑕疵の修正、修復を保証するものではありません。

４．免責

過失を含むいかなる場合であっても、DIC は、プロファイルに起因する、または関連する付随的、特別もしくは間接損害、または逸失利益の賠償責任等その他一切の責任を負いません。たとえ、DIC が、これらの損害の可能性について事前に知らされていた場合も同様です。

５．残存条項

第３条（不保証）および第４条（免責）の規定は、第２条（使用方法およびその制限）に基づき本契約が解除され、お客様がプロファイルを全て破棄された後もなお有効に存続するものとします。

６．準拠法、契約の分離性および管轄裁判所

本契約は、日本の法律に準拠し、同法律に従って解釈されます。何らかの理由により、管轄権を有する裁判所が本契約のいずれかの条項またはその一部について効力を失わせた場合であっても、本契約の他の条項は依然として完全な効力を有するものとします。また、本契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

７．完全な合意

本契約は、プロファイルの使用について、お客様と DIC の取り決めのすべてを記載するものです。

以上